



令和8年9月

市営住宅入居者募集のしおり

申込書配布期間 令和8年9月1日(火)～9月25日(金)

受付日時 令和8年9月18日(金)

24日(木)

25日(金)

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

募集戸数 一般世帯向け住宅 3戸

※単身者向け住宅の募集はありません

お問い合わせ

伊勢原市役所 都市部 建築住宅課 住宅係

電話 0463-94-4782 (直通)

FAX 0463-95-7614

E-mail kenchiku@isehara-city.jp

目次

01	募集住宅および家賃	01
02	申込みから入居まで	02
03	申込みにあたっての注意	03
04	申込み資格	04
05	申込みに必要な書類	05
06	収入の基準	07
07	月収額の計算のしかた	08
	(1) 所得金額の控除について	09
	(2) 月収額の計算のしかた 1 (給与所得の場合)	10
	(3) 月収額の計算のしかた 2 (年金所得の場合)	12
	(4) 月収額の計算のしかた 3 (その他の所得・日雇の場合)	14
	(5) 月収額の計算のしかた 4 (申込家族の2人以上に 収入がある場合)	15
08	入居手続きおよび入居後の注意事項	17
09	抽選時の優遇制度	18
10	平面図・案内図	19

1 募集住宅および家賃

☆☆☆☆☆ 構 造 ☆☆☆☆☆ 中 層 耐 火 ☆☆☆☆☆

池端住宅(一般世帯向け住宅)

所在地
桜台2-6-12

建築年度
昭和52年度

交通
伊勢原駅南口から徒歩5分

1号棟

501号室

間取り
3K
専用面積
51.2㎡

※風呂あり・エレベーター なし

三本松住宅(一般世帯向け住宅)

所在地
上粕屋217-2

建築年度
平成14年度

交通
伊勢原駅北口からバス7分
共済会館入口バス停下車徒歩1分

108号室

間取り
3DK
専用面積
59.6㎡

305号室

間取り
2DK
専用面積
53.2㎡

※風呂あり・エレベーター あり

〔通学区〕

池端住宅……桜台小学校、伊勢原中学校 三本松住宅……高部屋小学校、山王中学校

家賃（令和8年4月）

家賃は「月収額の計算のしかた」（8～16ページ）により算出された月収額に応じて決定します。

（単位：円）

住宅名	月収額	原則階層				裁量階層	
		0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001
		～	～	～	～	～	～
		104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000
1	池端住宅(妻側) 1号棟	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200
2	三本松住宅 108号室	27,000	31,100	35,600	40,200	45,900	53,000
3	三本松住宅 305号室	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,300

2 申込みから入居まで

STEP 01

(1) 申込受付

日時：令和8年9月18日(金)
24日(木)
25日(金)

午前9時～午前11時、
午後1時～午後4時

場所：伊勢原市役所2階2D会議室

STEP 02

(2) 書類審査

結果通知：10月中旬

STEP 03

(3) 抽選会

日時：令和8年10月23日(金)
午前10時00分～

場所：伊勢原市役所2階 2D会議室

※母子・父子世帯、高齢者や障がい者を含む世帯などに対する抽選時の優遇制度については、18ページをご覧ください
※当選者については、現在のお住まいの現地調査等を行います

STEP 04

(4) 入居説明会

日時：令和8年11月6日(金)
午前9時30分～

場所：伊勢原市役所2階 2D会議室

3 申込みにあたっての注意

市営住宅は、住宅に困っている方のために建設しています。
入居に際して「公営住宅法(昭和26年法律第193号)」「伊勢原市市営住宅
条例(平成9年条例第12号)」などにより、様々な規定が設けられています。
この「市営住宅入居者募集のしおり」をよくお読みいただき、内容を理解
したうえでお申込みください。

- (1) 申込みは1世帯につき1戸に限ります。次のような申込みはすべてが無効となります。
 - 1世帯で2通以上の申込書を提出したとき。婚約者も同居親族と同じように、申込者と同一世帯の方として取り扱います。
 - 申込者欄、同居者欄を問わず、同一人の氏名を2通以上の申込書に記載したとき。
- (2) 申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は、当選しても失格となります。
- (3) 申込書の家族欄に記入されていない方は、入居できません。ただし、申込み後に出生した子は除きます。なお、原則として入居後1年間、世帯の異動は認められません。
- (4) 受付後、申込書の内容変更はできません。
- (5) 提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。なお提出された書類は、入居申込み以外の用途には使用しません。
- (6) 郵送による申込みは受け付けません。

4 申込み資格

申込資格に関する基準日は、「申込受付期間の最終日」現在です。

共通の資格

申込みをされる方は、次の(1)～(8)の全部にあてはまる必要があります。

- (1) 申込者は成人であること。
- (2) 夫婦（婚約者および内縁関係にある者を含む）または親子を主体とした家族であること。
注1.結婚予定で申込まれる方は、入居までに入籍をすることが必要です。
注2.兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）だけの申込みや、両親のうち片方だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申込みはできません。
注3.母子・父子世帯の申込みは、申込者に戸籍上配偶者がなく、20歳未満の子の親権者であることが必要です。
注4.内縁関係にある者とは、戸籍上配偶者がなく、住民票に「未届け妻」または「未届けの夫」とある方です。
注5.パートナーシップ宣誓制度の宣誓者については、本市が発行した宣誓書の写しが必要です。
- (3) 申込者が申込時点で伊勢原市内に住民登録をしていること、または勤務先を有していること
- (4) 世帯の月収が収入基準額を超えていないこと。
7～16ページの「収入の基準」と「月収額の計算のしかた」を参照してください。
- (5) 申込者および同居者に持ち家がないこと。
- (6) 現在、次の①～⑥のいずれかに該当する住宅困窮理由があること。
 - ① 他の世帯と炊事場または便所を共同使用している。（親子間等の同居は除く）
 - ② 住宅が狭すぎる。（居住部分が一人あたり4畳以下）
 - ③ 住宅用でない建物に住んでいる。
 - ④ 家賃が高すぎる。（現在の家賃が、申込む市営住宅の家賃より高く、かつ住居部分一畳あたり3,000円以上の場合をいう）
 - ⑤ 住宅がないため親族（婚約者を含む）と同居できない。
 - ⑥ 借地借家法に基づく正当な理由か、またはこれに準ずる理由により、家主から立ち退き要求を受けている。
- (7) 申込者および同居者が市税を滞納していないこと。
- (8) 申込者または同居者が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でないこと。

5 申込みに必要な書類

- (1) 市営住宅入居申込書（第1号様式）
- (2) 同意書
 - ・審査に必要な調査についての同意書を提出していただきます。
- (3) 現住宅の間取りおよび案内図が記載されている書類
- (4) 住民票の写し（続柄が記入されているもの。世帯全員分）
 - ・同居を予定している別居中の親族については、親族であることが証明できる戸籍謄本を添付してください。
 - ・母子・父子世帯については、離婚等の事実が確認できる戸籍謄本を添付してください。
- (5) 現住居の賃貸借契約書の写し ※対象者のみ
- (6) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
※対象者のみ
- (7) 所得計算のもととなる証明書類（世帯全員分）
次のア～エのうち、あてはまる書類を全部添付してください。
※パート・アルバイトも必要です。

ア 給与所得がある場合

必要な証明書類 内 容	令和7年分の 源泉徴収票(a)	給 料 支 払 証 明 (b)	採 用 証 明 (c)
令和7年1月1日以前から引き 続き現在の会社に勤務している方	○		
令和7年1月2日以降から現在 の会社に勤務している方。ある いは1月2日以降に雇用形態が 変わった方		○	
現在の勤務先でまだ1カ月分の 給料を受けていない方			○

イ 事業所得がある場合（自営、日雇い等）

必要な証明書類 内 容	令和7年分確定申告書（控）のコピー 令和8年度(令和7年分)市県民税課税所得証明書でも可
事 業 所 得 者 の 方	○
日 雇 い の 方	○

ウ 年金所得がある場合

必要な証明書類 内 容	年金証書および支払通知書のコピー（ただし確定 申告をしいる方は、令和7年分確定申告書（控） でも可）(d)
国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、 恩給、各種共済年金を受けている方	○

エ 無職・無収入の方がいる場合

必要な証明書類 内 容	労災保険・休業補償 年金証書または支 払通知書のコピー (d)	雇用保険受 給資格者証 のコピー(e)	離職票のコピー(f) または退職証明書(g)	生活保護受 給者証明書 (h)	非課税 証明書 (i)
労災保険、休業補償、遺族年金、障 害年金、障害手当金を受けている方	○				
失業中で雇用保険を受けている方		○			
失業中で雇用保険を受けていない方			○		
生活保護を受けている方				○	
仕送りを受けている 婚約中で無職の方	○ 〔年金を受けて いる方のみ必要〕	○ 〔雇用保険を 受けている 方のみ必要〕	○ 〔最近会社を退職した方 のみ必要〕	○ 〔生活保護を 受けている 方のみ必要〕	○
最近退職し、結婚したばかりで扶 養対象配偶者となっていない方		○	○		
(注意) 上記書類のそろわない方で健康保険が他の方の被扶養者となっている場合は、 健康保険証の被扶養者欄のコピーを添付してください。					

※ 給与所得、事業所得、年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全て提出
もしくは、市県民税課税所得証明書をご提出ください

証明書類の説明 ※該当する書類のみ提出

- (a) 令和7年分源泉徴収票
勤務している会社などが発行したもの。
- (b) 給与支払証明
市営住宅入居申込書に勤務先の証明を受けたもの
- (c) 採用証明
市営住宅入居申込書に勤務先の証明を受けたもの
- (d) 年金証書・支払通知書のコピー (次のいずれか一つ)
 - ・令和7年分公的年金等の源泉徴収票
 - ・年金支払通知書
 - ・各種共済組合の送金案内書
 - ・各種年金証書
 ※年金受給者で、確定申告をしている方は、令和7年分確定申告書(控)コピー
- (e) 雇用保険受給資格者証のコピー
公共職業安定所で発行する受給資格者証
- (f) 離職票のコピー
退職した会社で発行されたもの
- (g) 退職証明書
退職年月日と会社の代表者印が押印されているもの
- (h) 生活保護受給者証明書
福祉事務所が発行する証明書
※受給対象者の氏名が全て記入されているもの
- (i) 市県民税課税所得(非課税)証明書

6 収入の基準

市営住宅の入居収入基準は、世帯における1年間の総所得金額を計算した上、当てはまる控除額をすべて差し引いた残りの金額を12で割った額（計算方法は8～16ページ「月収額の計算のしかた」を参照）が

- (1) 0円～158,000円以下（原則階層）
 (2) 158,001円～214,000円以下（裁量階層）

の場合を指し、入居収入基準を超える方は市営住宅には入居できません。

（なお月収額は【受付期間の最終日】現在の状況に基づいて計算します。）

○収入基準早見表 ※入居しようとする家族の中に収入のある人がいた場合の目安表です。

給与所得者（収入のある方が1人の場合の年間総収入金額）

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下	5,423,999円以下
裁量階層	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下	6,263,999円以下

事業所得者（収入のある方が1人で、事業所得のみの場合）

世帯人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
原則階層	2,276,011円以下	2,656,011円以下	3,036,011円以下	3,416,011円以下	3,796,011円以下
裁量階層	2,948,011円以下	3,328,011円以下	3,708,011円以下	4,088,011円以下	4,468,011円以下

○裁量階層について

裁量階層（下表）の場合は、月収額が158,001～214,000円の方でも応募できます。資格審査のため、所定の書類が必要になるので、ご注意ください。

対 象 世 帯	必 要 な 証 明 書 類
高 齢 者 世 帯	入居を申込み方が60歳以上で、同居しようとする親族全員が「18歳未満または60歳以上」である場合 ※年齢の基準日は、【受付期間の最終日】現在です 住民票等のコピー （入居者全員の年齢が証明できるもの）
障 がい 者 世 帯	入居を申込み方、または同居しようとする親族のどなたかが以下に掲げる障がい者である場合 (1) 身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方 (2) 1～2級の精神障がい者または同程度の障がいと認められる知的障がい者の方 身体障害者手帳などのコピー
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申込み方、または同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者である場合 戦傷病者手帳のコピー
被 爆 者 世 帯	入居を申込み方、または同居しようとする親族のどなたかが被爆者である場合 被爆者手帳のコピー
海外引揚者世帯	入居を申込み方、または同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引き揚げから5年未満の場合 永住帰国者証明書のコピー
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居を申込み方、または同居しようとする親族のどなたかがハンセン病療養所入所者等である場合 国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書
小学校就学前の子どもがいる世帯	入居しようとする家族の中で、小学校就学前の子どもがいる世帯 住民票等のコピー （年齢が証明できるもの）

7 月収額の計算のしかた

所得の種類によって月収額の計算のしかたが違います。

自分がどの所得に該当するか、確認してから月収額の計算を始めてください。

あなたは、給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？その他の所得者ですか？

1. 給与所得とは 俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員、日雇労働者、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。 (ただし非課税所得は含みません。)	2. 年金所得とは 厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金(障害年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得金額は0円としてください。	3. その他の所得とは 事業所得、利子所得、配当所得、雑所得などの所得です。たとえば、自営業、サービス業、外交員等の所得をいいます。 これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。
月収額の計算のしかた 1 (10～11ページ)を見て計算してください。	月収額の計算のしかた 2 (12～13ページ)を見て計算してください。	月収額の計算のしかた 3 (14ページ)を見て計算してください。
4. 申込み家族の中で2人以上に収入がある場合 入居しようとする家族に収入がある方が2人以上いる場合は、それぞれの月収額の計算のしかたで年間所得金額までを算出したあとに、月収額の計算のしかた 4 (15ページ)を見て計算を始めてください。		

(注1) 月収額の計算は【受付期間の最終日】現在の状況について行います。

(注2) 生活保護の各種扶助費、失業給付金、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金など)の非課税所得については、所得金額0円で計算してください。

(注3) 日雇労働者で確定申告をしている方は、「月収額の計算のしかた3」(14ページ)を見て計算して下さい。

(注4) 複数の所得がある場合には、それぞれの月収額の計算のしかた(10～15ページ)で年間所得金額まで算出した後に合計してください。

(1) 所得金額の控除について (この表は10～15ページで月収額を計算するときが必要です。)

次表の控除対象者がいる場合は、世帯の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

1の親族控除は、すべての世帯に該当します。

2～7の控除については、それぞれの内容に該当していれば、1の親族控除とあわせてさらに控除をしてください。

(注) 3～7の控除対象者は所得税法上認定された方であることが必要です。

区 分		控 除 を 受 け ら れ る 方		控 除 額 (1人につき年間)
1 親 族	同居親族	申込者本人以外の方でいっしょに市営住宅へ入居しようとする方 (例) 妻、子供1人、父、母 → 4人		38万円
	同居しない扶養親族	市営住宅へ入居しないが所得税法上の扶養親族である方（単に仕送りをしているだけでは扶養親族とはなりません）		
2 基礎控除振替		申込者本人、又は入居しようとする家族で給与所得又は公的年金などに係る雑所得を有する方		10万円 ただし、所得が10万円未満の場合はその額
特 別 控 除 対 象 者	老人扶養親族 3 老人控除対象配偶者	70歳以上の扶養親族または、70歳以上の老人扶養配偶者		10万円
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族（妻・婚約者は除く）		25万円
	5 障がい者	(1)障がい者	障がい者 (特別障がい者以外)	27万円 (2)と重複して控除することはできません。
		(2)特別障がい者	特別障がい者 (1～2級の身体障がい者 重度の精神障がい者)	40万円 (1)と重複して控除することはできません。
対 象 者	6 寡 婦	申込者本人、又は同居親族で次のすべてに該当する方 ア 夫と死別または離婚してから婚姻をしていないか、夫の生死が不明であること。 イ 扶養親族があるか、または扶養親族に該当しない生計を一緒にする子（他の人の控除対象配偶者・扶養親族である場合や所得の見積額が58万を超える子は除く）があること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 ※夫と死別してから離婚をしていない方又は夫の生死が不明である方は、扶養親族がいなくても「寡婦」となる。		27万円 (所得金額が27万円未満の時はその額)
	7 ひ と り 親	申込者本人、又は同居親族で次のすべてに該当する方 ア 婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでないこと。 イ 生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、所得の見積額が58万円を超える子は除く）がいること。 ウ 所得の見積額が500万円以下であること。 エ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。		35万円 (所得金額が35万円未満の時はその額)

※6の寡婦控除と7のひとり親控除は、同一人物に対して重複しての適用はありません。

(2) 月収額の計算のしかた 1 (給与所得の場合)

(11ページへ)

仕事を始めた時期によって計算のしかたが異なります。

あなたが仕事を始めた時期	計 算 の し か た
①現在の勤務先に令和7年1月1日以前から引き続き勤務している方	令和7年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額) ※－ 1
②現在の勤務先に令和7年1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から1年間の年間総収入金額 (交通費は除く) ※－ 2
③現在の勤務先に就職してから1年に満たない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\left(\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与} \times 3}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \right) \times 12 + \text{賞与}$ = 1年間の推定総収入金額
④現在の勤務先に勤めてまだ1カ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1カ月分の給与(※－ 4) を12倍した年間の推定総収入金額

※－ 1 令和7年分給与所得の源泉徴収票 支払金額の金額

※－ 2 給与支払証明 給与・賞与の計の金額

※－ 3 〃 賞与の計の金額

※－ 4 採用証明の給与の金額

(令和7年分)

年間総収入金額 (A)	年間所得金額 (B)	
651,000円未満	年間所得額は0円	
651,000円以上 1,900,000円未満	年間総収入金額-650,000円	※1
1,900,000円以上 3,600,000円未満	年間総収入金額4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し出した額を右のAにあてはめてください。 $A \times 0.7 - 80,000$ 円	= 年間給与所得金額
3,600,000円以上 6,600,000円未満	$A \times 0.8 - 440,000$ 円	
6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円	

※1 年間所得金額が999円までの場合は、0円として扱います。

(10ページから)

年間総収入金額(A)

年間所得金額(B)

円

控除額合計 ⑧

円

控除後の所得金額
(B)－⑧

円

÷ 12

申込み家族の月収額
円

[illegible]

※給与所得と年金所得の双方がある方で、合計金額が、10 万円を超える場合は、給与所得から、所得金額調整控除額を控除（追加で減算）してください。

$$\text{給与所得} - \text{所得金額調整控除} = \text{給与所得金額}$$
$$\text{所得金額調整控除額} = \text{給与所得} + \text{年金所得} - 100,000$$

(10万円まで) (10万円まで)

※マイナスの場合は 0 円となります。

控除額の計算（用語の意味は9ページ）

控 除 の 対 象	控 除 額 の 計 算 方 法
同居親族及び 同居しない扶養親族	$38 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{①} \text{ 万円}$ ※ 同居親族数は、市営住宅へ入居しようとする家族（婚約者および内縁関係にある者を含む）のうち申込本人以外の人数です。 収入のある方も含みます。
基礎控除振替	$10 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{②} \text{ 万円}$ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	$10 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{③} \text{ 万円}$
特定扶養親族	$25 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{④} \text{ 万円}$
障 が い 者	$27 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{⑤} \text{ 万円}$
特 別 障 が い 者	$40 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{⑥} \text{ 万円}$
寡 婦	27 万円 ただし、所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除 $\text{⑦} \text{ 万円}$
ひ と り 親	35 万円 ただし、所得が35万円未満の時は、その所得額のみ控除
控 除 額 合 計	$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} - \text{⑥} + \text{⑦} = \text{⑧} \text{ 万円}$

家族全員の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。

ただし、裁量階層対象世帯の場合、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。

(3) 月収額の計算のしかた 2 (年金所得の場合)

(13ページへ)

①引き続き1年以上年金を支給されている方	令和7年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額が年間総収入金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合はその合計支払年金額）
②年金を支給されて1年に満たない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額が年間総収入金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合はその合計支払年金額）

年間総収入金額(A)
円

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 老齢 基礎年金番号 年金コード

受給者の氏名

受給者の生年月日 昭和 年 月 日 支給額を記載した年月 平成 年 月

上記の通り、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

平成 年 月 日

国民年金裁定通知書

老齢 基礎年金 国民年金法 02 第9条の2

支給開始年月	基本となる年金額(円)	加算額(円)	繰上げによる減額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
18.4	1,958,300		200,000		1,758,300

停止事由 停止期間 年 月 から 年 月 まで

加算額対象者 子 人

国民年金の保険料納付済期間等計 468月 免除 0月

第1号・第2号の保険料納付済期間等 納付 468月 免除 0月

第2号の保険料納付済期間 付加 0月

厚生年金保険 0月

共済組合 0月

年間総収入金額から
年間年金所得金額を
計算する方法

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入金額	年間所得金額(B)の計算	=年間所得金額
65歳以上の 人	1,100,000円以下	年間所得額は0円	
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年間総収入金額-1,100,000円	
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-275,000円	
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-685,000円	
65歳未満 の人	600,000円以下	年間所得額は0円	
	600,001円以上 1,300,000円未満	年間総収入金額-600,000円	
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75-275,000円	
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85-685,000円	

(12ページから)

年間所得金額 (B)

円

控除額合計 ⑧

円

控除後の所得金額
(B) - ⑧

円

÷ 12

申込み家族の月収額

円

控除額の計算 (用語の意味は9ページ参照)	
控除の対象	控除額の計算方法
同居親族及び 同居しない扶養親族	$38 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{① 万円}$ ※ 同居親族数は、市営住宅へ入居しようとする家族(婚約者および 内縁関係にある者を含む)のうち申込本人以外の人数です。 収入のある方も含みます。
基礎控除振替	$10 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{② 万円}$ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	$10 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{③ 万円}$
特定扶養親族	$25 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{④ 万円}$
障がい者	$27 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{⑤ 万円}$
特別障がい者	$40 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{⑥ 万円}$
寡婦	27 万円 ただし、所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除 ⑦ 万円
ひとり親	35 万円 ただし、所得が35万円未満の時は、その所得額のみ控除
控除額合計	$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} = \text{⑧ 万円}$

家族全員の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。

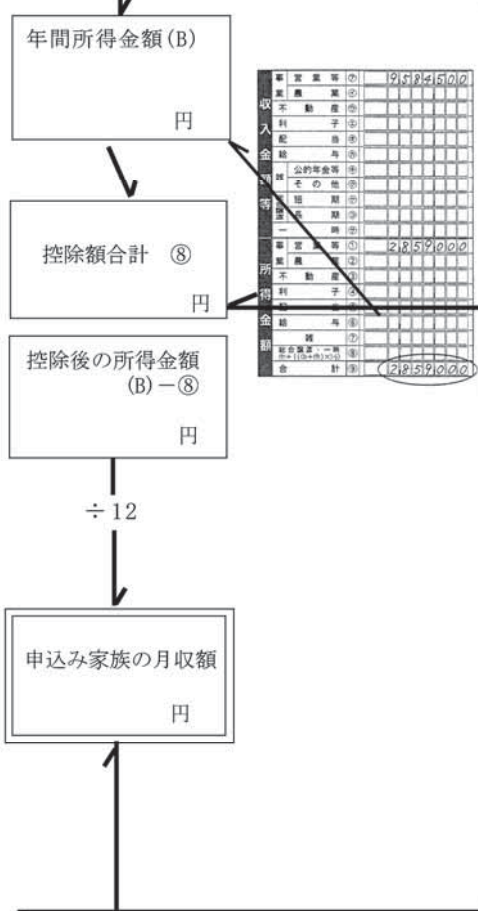
ただし、裁量階層対象世帯の場合、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。

(4) 月収額の計算のしかた 3 (その他の所得・日雇の場合)

事業・仕事を始めた時期によって計算のしかたが異なります

年間所得金額の計算	その他の所得	開業等の時期	計算のしかた
		①令和7年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	令和7年分の年間所得金額 (令和7年分の所得税の確定申告書控の所得金額) 年間所得金額＝年間総収入金額－必要経費 └※－1
		②令和7年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過している方	事業を始めた翌月から1年分の所得金額で計算する。
		③令和7年1月2日以降に現在の事業を始め、1年以上経過していない方	$\frac{\text{事業を始めた翌月から申込み月の前月までの総収入金額 (総売上高) - 必要経費}}{\text{事業を始めた翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12$ ＝1年間の推定所得金額
	日雇の計算	あなたが仕事を始めた時期	計算のしかた
		①令和7年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	令和7年分の年間所得金額 (令和7年分の所得税の確定申告書控の所得金額) └ ※－1
		②令和7年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月の所得金額で計算する。 (収入期間のとり方等については「給与所得者の場合」の例にならってください。)

※－1 令和7年分の所得税の確定申告書 所得金額の合計です。



控除額の計算 (用語の意味は9ページ参照)		
控除の対象	控除額の計算方法	
同居親族及び同居しない扶養親族	$38 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{① 万円}$ ※ 同居親族数は、市営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び内縁関係にある者を含む）のうち申込本人以外の人数です。収入のある方も含みます	
基礎控除振替	$10 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{② 万円}$ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除	
老人扶養親族	$10 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{③ 万円}$	
老人控除対象配偶者	$25 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{④ 万円}$	
特定扶養親族	$25 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{④ 万円}$	
障がい者	$27 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{⑤ 万円}$	
特別障がい者	$40 \text{ 万円} \times \text{人数} = \text{⑥ 万円}$	
寡婦	27万円 ただし、所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除	⑦ 万円
ひとり親	35万円 ただし、所得が35万円未満の時は、その所得額のみ控除	
控除額合計	$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} = \text{⑧ 万円}$	

家族全員の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
ただし、裁量階層対象世帯の場合、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。

(5) 月収額の計算のしかた 4（申込家族の2人以上に収入がある場合）

申込者本人の 年間所得金額	+	入居しようとする家族 全員（申込本人を除く） の年間所得金額	=	合 計 年間所得金額
------------------	---	--------------------------------------	---	---------------

入居しようとする家族全員について、1人ずつの年間所得金額を算出してから、
 上のおり合計してください。それぞれの年間所得金額は、10ページから14ページ
 までの計算方法で算出してください。年間所得金額は、各ページのBの数字です。

年間所得金額(B)
円

控除額合計 ⑧
円

控除後の所得金額
(B) - ⑧
円

÷ 12
↓

申込み家族の月収額
円

控除額の計算（用語の意味は9ページ参照）

控 除 の 対 象	控 除 額 の 計 算 方 法
同居親族及び 同居しない扶養親族	$38 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{①} \text{ 万円}$ ※ 同居親族数は、市営住宅へ入居しようとする家族（婚約者及び 内縁関係にある者を含む）のうち申込本人以外の人数です。 収入のある方も含みます
基礎控除振替	$10 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{②} \text{ 万円}$ ただし、その所得が10万円未満のときは、その所得額のみ控除
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	$10 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{③} \text{ 万円}$
特定扶養親族	$25 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{④} \text{ 万円}$
障が い 者	$27 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{⑤} \text{ 万円}$
特別障が い 者	$40 \text{ 万円} \times \boxed{} \text{ 人数} = \text{⑥} \text{ 万円}$
寡 婦	27 万円 ただし、所得が27万円未満の時は、その所得額のみ控除 ⑦ 万円
ひ と り 親	35 万円 ただし、所得が35万円未満の時は、その所得額のみ控除 ⑦ 万円
控 除 額 合 計	$\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} = \text{⑧} \text{ 万円}$

家族全員の月収額が158,000円以下であれば申込みできます。
 ただし、裁量階層対象世帯の場合、月収額が214,000円以下であれば申込みできます。

月収額の計算例 給与所得者（10～11ページの月収額の計算方法を参照）

〈例1〉収入者が1人の場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
神川太郎	本人	48	同居	4,795,999円
〃 正子	妻	41	〃	太郎の扶養
〃 和男	子	16	〃	〃
〃 花子	子	12	〃	〃
〃 光枝	子	9	〃	〃

親族控除	控除金額合計
380,000円×4人＝	1,520,000円
基礎控除振替額	+
100,000円×1人＝	100,000円
特定扶養親族控除	+
250,000円×1人＝	250,000円

$$(\boxed{3,393,600\text{円}} - \boxed{1,870,000\text{円}}) \div 12\text{カ月} = \boxed{126,966\text{円}}$$

年間所得金額(B)

月収額

〈例2〉収入者が2人で、遠隔地扶養者が1人いる場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
山田一郎	本人	25	同居	3,294,241円
〃 春江	妻	22	〃	1,415,621円
〃 広	子	2	〃	一郎の扶養
〃 正夫	父	59	別居	〃

親族控除	控除金額合計
380,000円×3人＝	1,140,000円
基礎控除振替額	+
100,000円×2人＝	200,000円

本人	2,224,400円 + 765,621円	- 1,340,000円	÷ 12カ月 =	137,501円
妻				

月収額

年間所得金額(B)合計

〈例3〉身体障がい者（1級または2級）が1人いる場合

氏名	続柄	年齢	同居・別居	収入(扶養)
川上一夫	本人	53	同居	2,895,999円
〃 秋子	妻	50	〃	一夫の扶養
〃 夏枝	子	15	〃	〃

親族控除	控除金額合計
380,000円×2人＝	760,000円
基礎控除振替額	+
100,000円×1人＝	100,000円
特別障害者控除	+
400,000円×1人＝	400,000円

$$(\boxed{1,944,400\text{円}} - \boxed{1,260,000\text{円}}) \div 12\text{カ月} = \boxed{57,033\text{円}}$$

年間所得金額(B)

月収額

8 入居手続および入居後の注意事項

《入居される住宅の修繕の状況》

募集する住宅は、入居者が退去した住宅(畳の表替え、ふすまの張替え、破損部分の修繕を退去者負担で実施)を日常生活に支障のない程度に修繕して入居いただくものです。新築のような(または新築のようにリフォームされた)状態ではありませんので、あらかじめご了承ください。

また、市営住宅は、建築後相当の年数が経過している住宅が多く、一部修繕できない箇所もあります。

《入居手続》

(1) 敷金は、入居時の家賃の3カ月分を納入していただきます。

(2) 別途通知する入居可能日から5日以内に入居してください。

《入居後の注意事項》

(1) 住宅内では動物(盲導犬、鑑賞用魚類を除く)を飼うことを禁止しています。

(2) 住宅内では、他の居住者との円満な共同生活を妨げるような行為を禁止しています。

(3) 共益費(階段灯、共同水道、外灯、清掃などに関する費用等)は、入居者負担になります。共益費は各団地において金額を決定しています。

(4) 退去時には畳の表替え、ふすまの張替えなどを退去者負担でしていただきます。畳の表替え、ふすまの張替えは、入居の期間にかかわらず必ず行っていただきます。

(5) 入居後、毎年収入額の調査があり、それにもとづき翌年の家賃が決定します。

(6) 家賃を滞納した場合、入居名義人に催告を行い請求します。

(7) 入居してから3年を経過した後に入居収入基準額(月収額)を超えるときは、住宅の明渡しの努力義務が生じます。また、収入額の調査において「高額所得者」に該当する収入があると認められるときは、一定の期間を定め、住宅の明渡し請求をします。

(8) 入居可能時期は3月頃を予定しています。

9 抽選時の優遇制度

次の資格に該当する方は、抽選時に優遇倍率を適用します。

優遇の項目	資 格	倍 率
障がい者および 原爆被爆者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちに、次のいずれかに該当する方がいること。 ア 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障がいのある方 イ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号の3第1款症以上の障がいのある方 ウ 重度若しくは中度の知的障がい者または同程度の精神的障がいを有する方（入居資格審査のときに児童相談所長、障がい者更生相談所長、精神保健センターの長または精神科の診療に経験を有する医師による証明書により証明できる方） エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者手帳の交付を受けている方	3 倍優遇 〔一般申込みを1とした場合、当選率を3倍相当とする。〕
ハンセン病療養所入所者等優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族のうちにハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいること。	
母子および父子優遇	申込者に戸籍上の配偶者がなく、20歳未満の子の親権者である母子世帯または父子世帯で主たる生計者が母または父であること。	
永住帰国者優遇	申込者が海外からの永住帰国者であって、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方で、厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書を有する方であること。	
多子世帯優遇	申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯であること。	
高齢者優遇	申込者または申込者と同居しようとする親族に、60歳以上の方がいること。	
高齢者夫婦優遇	60歳以上の夫婦のみの世帯であること。	5 倍優遇 〔一般申込みを1とした場合、当選率を5倍相当とする。〕

※複数の優遇項目に該当する場合であっても、優遇倍率重複適用はありません

10 平面図・案内図

市営池端住宅

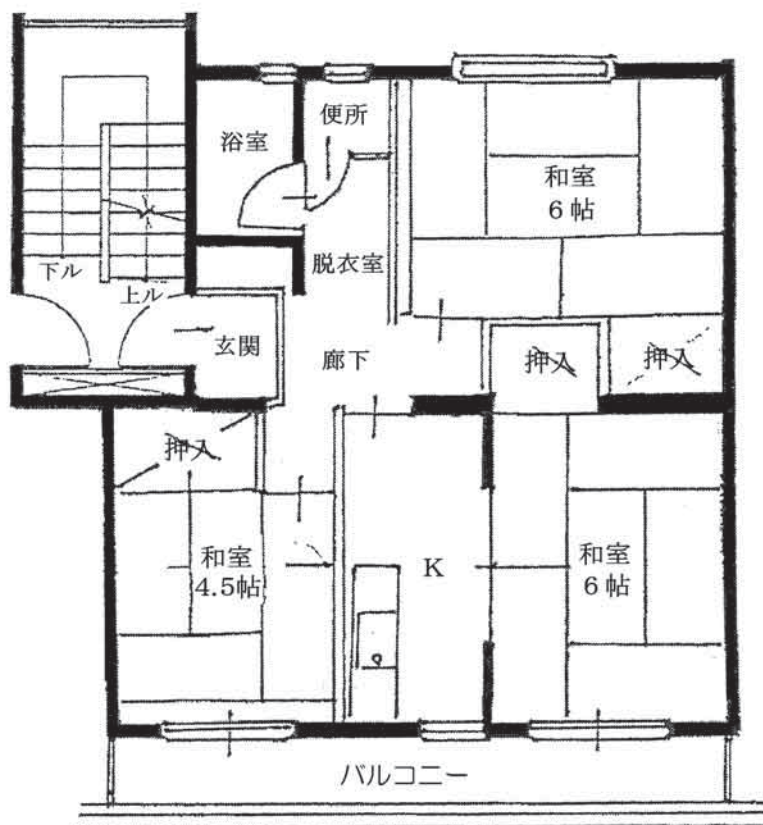
【一般世帯用】

平面図

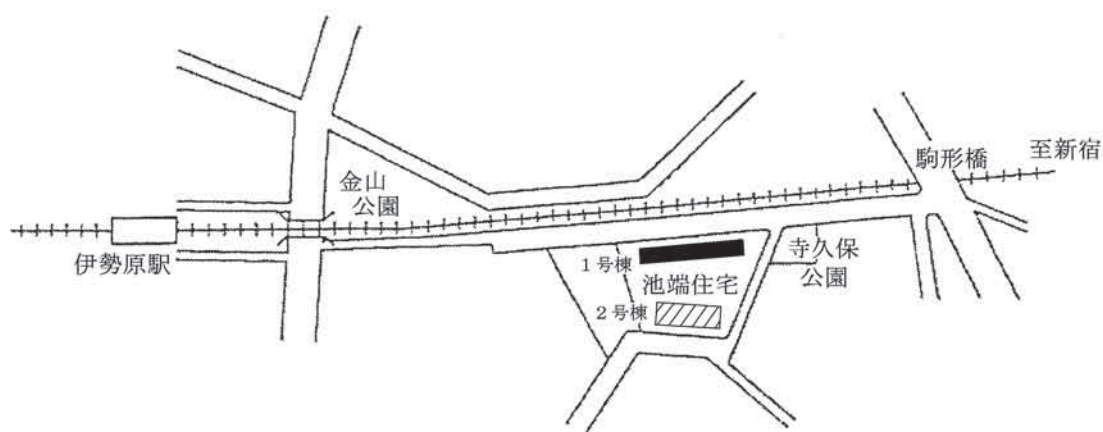
構造 WPC造

階数 5階建

間取り 3K



案内図



市営三本松住宅

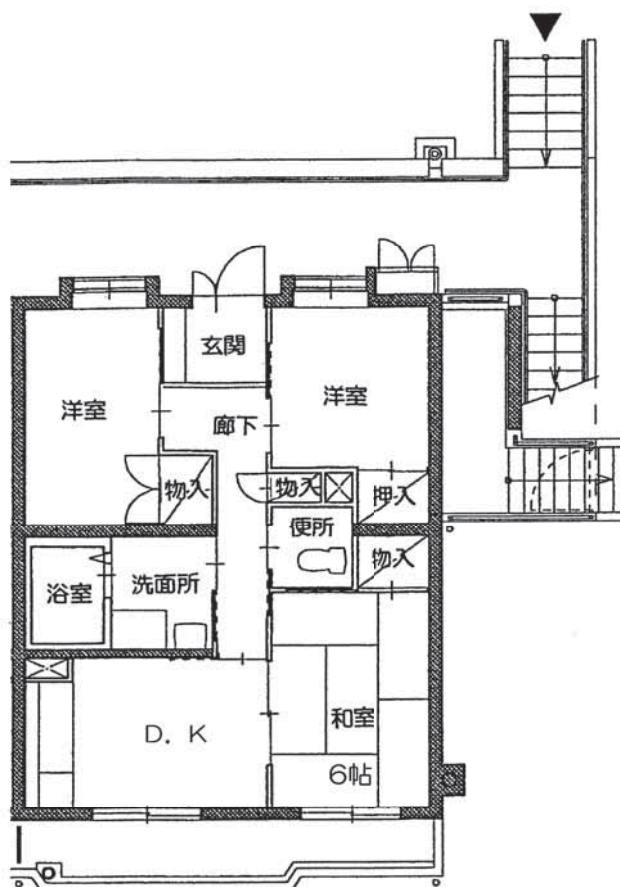
【一般世帯用】

平面図

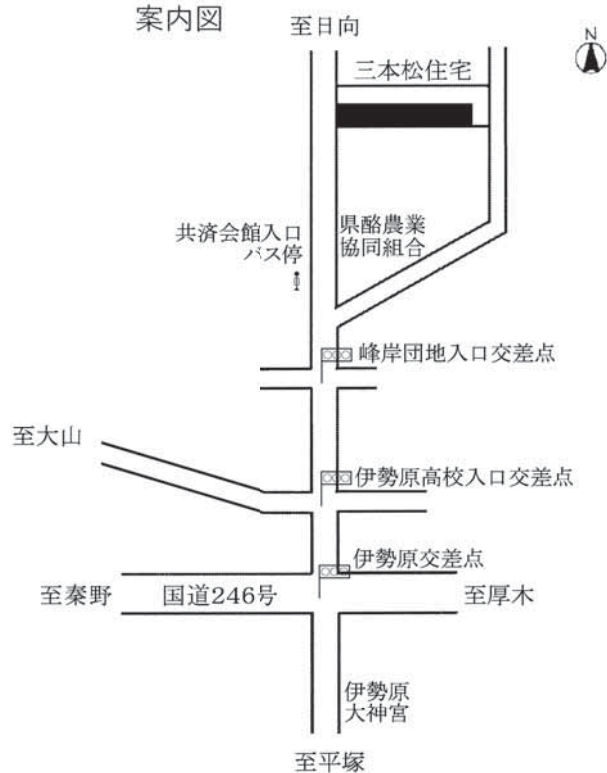
構造 W R C 造

階数 3 階建

間取り 3 D K



案内図

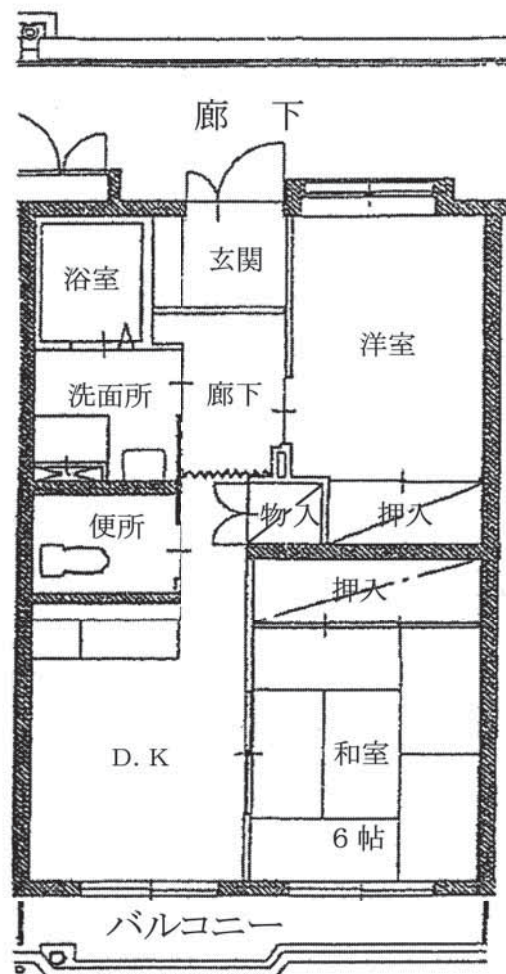


市営三本松住宅

【一般世帯用】

構造 WRC造
 階数 3階建
 間取り 2DK
 エレベーター有

平面図



案内図

